

（２）個別の指導計画の活用

～いつ、活用するのか？目的にあった計画の活用へ～



「個別の指導計画を活用していますか？」と言われてますが、作成はするけど、なんだか「活用」しにくいケースもあります。

（a）「個別の指導計画」の活用にあたって ～目的に着目する！～

平成29年6月に示された小学校学習指導要領解説総則編及び中学校学習指導要領解説総則編では、次のように述べています。

個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある児童（生徒）など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。

*（生徒）は中学校学習指導要領の際の表記

第三章4（1）で紹介したように、個別の指導計画といっても、それぞれの目的に応じたものが求められています。つまり、**指導の目的にあった個別の指導計画を選ぶことで、活用がしやすくなります。**

目的ごとの活用例

① 自立活動の指導の充実 （☆Aパターン参照）	
【活用場面】 ○自立活動の時間、教育活動全体 （授業準備、記録、評価等）	☆障がいによる困難さを改善・克服するために実態把握から課題設定までの過程が分かる。 ☆指導すべき課題を引き継ぎ、継続した指導が可能になる。
② 各教科等の指導にあたっての指導目標や指導内容の充実 （☆Bパターン参照）	
【活用場面】 ○下学年の教科等の指導 ○知的障がいの教科等の指導 （個々の指導目標、指導内容）	☆下学年等の各教科の指導での指導内容等が明確になる。 ☆知的障がいの教科の指導で、 各段階に基づいて 、個々の指導目標、指導内容が明確になる。 ☆学習の履歴が確保され、次の指導の手かがりとなる。
③ 各教科等の指導における配慮の充実 （☆Cパターン参照）	
【活用場面】 ○教科学習等の指導 （本人の困難さ等に対応した指導の意図や手立て、指導方法等）	☆通常の学級においても、児童生徒の各教科等で生じる困難さに応じて計画的・組織的に指導内容や指導方法の工夫ができる。 ☆教科担当制等でも、必要な配慮について共通理解を図ることができる。
④ 生活全般における指導の充実 （小・中学校の通常の学級、高等学校）（☆Dパターン参照）	
【活用場面】 ○学校生活全般 （生活習慣や人間関係、社会性等） * 自立活動の指導がない場合	☆基本的な生活習慣や対人関係等、学校生活全般において、本人に個別に必要な指導を計画し、実施することができる。 ☆自立活動の指導に取り組んでいる訳ではないことから、シンプルな形式で作成し、継続した指導を重視する。

個別の指導計画は、一人一人の学習の履歴にもなります！